

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 23日

広島市長

提出者

住所 広島県広島市西区横川新町6-8

氏名 住友不動産株式会社
新築そっくりさん事業本部
中四国事業所 広島エリア統括 白石和重

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-532-1325

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友不動産株式会社 新築そっくりさん事業本部 中四国事業所 広島エリア
事業場の所在地	広島県広島市西区横川新町6-8
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	完工売上高 1,287百万円
③従業員数	65名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(2022 年度) 実績量
計画:今年度(2023 年度) 計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	158.865	154.100									158.865	154.100			157.255	152.500				
紙くず	64.380	62.400									64.380	62.400			61.080	59.200				
木くず	608.685	590.400									608.685	590.400			578.050	560.700				
繊維くず	7.956	7.700									7.956	7.700			7.524	7.300				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	159.782	155.000									159.782	155.000			159.782	155.000				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	139.900	135.700									139.900	135.700								
鋸さい																				
がれき類	468.568	454.500									468.568	454.500								
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
石膏ボード	82.740	80.300									82.740	80.300			82.740	80.300				
石綿含入産業廃棄物	74.006	71.800									74.006	71.800								
合計	1764.882	1711.900	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1764.882	1711.900	0.000	0.000	1046.431	1015.000	0.000	0.000	0.000	0.000

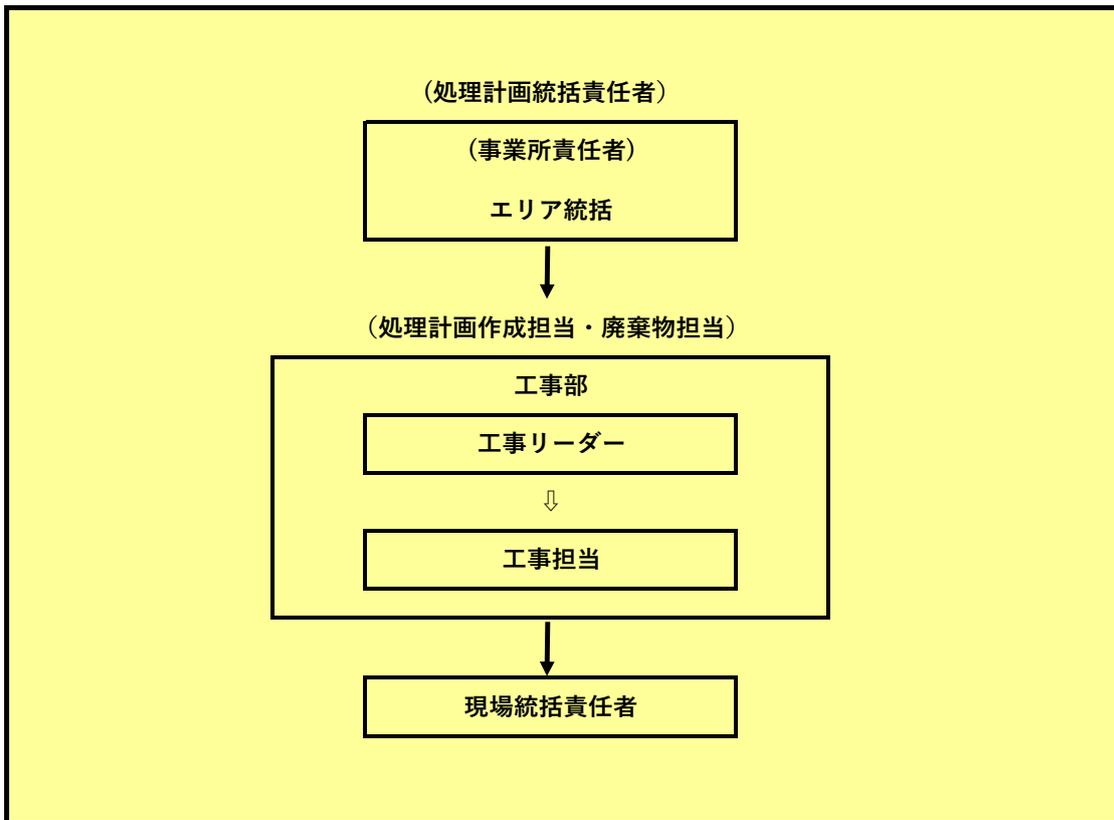
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・現場の解体方法の工夫・作業工程の見直しを行い、産業廃棄物の分別が実施し易い工程を実施する。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・産業廃棄物の分別をより一層行い、処理委託業者と連携をとり、資源の再生利用化に努める。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・再生使用できる部材を選別している。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・引き続き原材料として再利用できるものを分別する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・特になし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・特になし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・特になし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定しており、定期的に処理状況の現地確認を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・電子マニフェストを導入しており、対応可能な処理業者であるとともに、できるだけ優良認定処理業者から選定することとしている。 処理委託業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の現地確認を行う。

